第７章　相続財産管理人、相続財産清算人以外の家事事件で選任される管理者について

学習院大学　松下淳一

1. はじめに

「相続財産管理人、相続財産清算人以外の家事事件で選任される管理者」とは、具体的には、家事事件手続法 200 条 1 項により選任される財産管理者である。

家事事件手続法

（遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分）

第 200 条　家庭裁判所（第 105 条第 2 項の場合にあっては、高等裁判所。次項及び第 3 項において同じ。）は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産の分割の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができる。

２　（略）

３　（略）

４　第 125 条第 1 項から第 6 項までの規定及び民法第 27 条から第 29 条まで（同法第 27 条第 2 項を除く。）の規定は、第 1 項の財産の管理者について準用する。この場合において、第 125 条第 3 項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

民法

（管理人の権限）

第 28 条　管理人は、第 103 条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

（権限の定めのない代理人の権限）

第 103 条　権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一　保存行為

二　代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

家事 200 条は、遺産分割の審判事件を本案とする審判前の保全処分の内容等について規定する[1]。また、家事 105 条 1 項が、家事調停の申立てがあった場合にも審判前の保全処分をすることができると定めていることから、家事 200 条 1 項は、調停の申立てがあった場合にも保全処分をすることができるとしている。

発令要件は、①申立却下審判がされることはない点の蓋然性と、②遺産の管理のために必要があることである。①は、財産管理者の選任は、本案の審判の手続の係属中の遺産の管理を目的とすることによる。②については、相続人が遺産を管理できない場合の他、相続人による遺産の管理が不適切である場合（例えば、遺産を管理する相続人が遺産を勝手に費消・廃棄・損壊している、遺産からの賃料収入の取立て・収受等を行わない、遺産である建物の修繕等をしない）が該当する[2]。

この保全処分の効力の終期は、遺産分割の申立てについての審判（遺産分割審判、遺産分割の申立ての却下の審判）が効力を生ずる時点である。この保全処分は、申立てにもとづいて発令されるが、職権により発令される可能性もある。家庭裁判所の後見的な機能から、時機を失しないように速やかに発令することができるようにする趣旨である。申立人は、通常は本案の審判の申立人であろうが、職権での発令を認める以上、保全処分の申立権者を本案の審判の申立人に限定していない。

後述（3.）のように、財産管理者が選任されても共同相続人は財産の管理処分権を失わないと理解されており、財産管理者の選任により損害が発生することは考えにくいことから、担保を立てさせないでも[3]保全処分を発令できるとされている。

2. 利用の実状

・2022 年 10 月 27 日の金融法務研究会における大島雅弘判事（大阪家庭裁判所家事第 4 部部総括判事(当時)）の報告（以下、「大島報告」とする。）によれば、大阪家裁における利用の実状は以下のとおりである。

○ 大阪家裁では遺産分割専門部（家事 3 部）が担当しているが、利用される頻度は極めて少ない。平成 31 年・令和元年から現在まで 3 年 10 か月で、申立て自体が 15 件しかなく、そのうち財産管理者の選任を求めているものが 6 件、うち半分は取下げで終了、管理者が実際に選任されたのが 3 件（年に 1 件程度)。

○ 認容された事案をみると、①不動産の売却代金を相続人以外の者に管理させる必要があった、②相続財産について固定資産税等を支払う必要があるが、相続人間で代表が

[1] 家事事件手続法制定前は、家事審判規則 23 条（禁治産宣告事件における審判前の保全処分）1 項を準用する同規則 106 条（遺産分割事件における審判前の保全処分）1 項が適用されていた。また、家事審判法 15 条の 3 は、一般的に、審判前の保全処分として、財産の管理者の選任を定めており、同法 16 条は、不在者の財産管理に関する民法 27 条から 29 条までの規定を同法 15 条の 3 により選任された財産管理者に準用する旨を定めていた。

[2] 高橋伸幸「遺産分割調停における調停前の仮の措置と審判における保全処分」判タ 1100 号 356 頁（2002 年)。

[3] 担保を立てさせることも可能である。金子修編著『逐条解説家事事件手続法〔第 2 版〕』（商事法務、2022 年）752 頁。

決まらなかったため選任した、③各相続人が出金した(相続財産たる)預金を各相続人が管理していたが、手続代理人預かりとすることを相続人らが拒否したことから第三者を選任する必要があった、というようなときに「財産管理のために必要がある」(家事 200 条 1 項) と判断されている。

3. 財産管理者の権限

・財産管理者は、民 103 条が定める保存行為等の範囲において代理権を有する法定代理人である。

・遺産管理者が選任されても、共同相続人が財産管理処分権を喪失する旨の規定はないことから、共同相続人は財産の管理処分権を維持し、ただし遺産管理者の管理行為と抵触する範囲で制約を受ける[4]。

・訴訟行為についての権限の範囲に関する裁判例は以下の①②のとおり。

① 最 (1 小) 判昭和 47 年 7 月 6 日民集 26 巻 6 号 1133 頁

家庭裁判所が家事審判規則 106 条 1 項により選任する相続財産管理人は、相続財産に関して提起された訴えにつき、相続人の法定代理人の資格において、保存行為として、家庭裁判所の許可なくして応訴することができるものと解すべきである。

不在者財産管理人の権限について

② 最 (2 小) 判昭和 47 年 9 月 1 日民集 26 巻 7 号 1289 頁

家庭裁判所が選任した不在者財産管理人は、民法 28 条所定の家庭裁判所の許可を得ることなしに、不在者を被告とする建物収去土地明渡請求を認容した第 1 審判決に対し控訴を提起し、その控訴を不適法として却下した第 2 審判決に対し上告を提起する権限を有する。

遺産に属すべき財産を権限なしに占有している第三者に対し、遺産管理者が引渡訴訟を提起することについては、権限外行為の許可を要しないとする見解[5]と、許可が必要であるとの見解[6]とがある。相続人の一人に対する遺産に属する財産の引渡しについて法定代理人である遺産管理者が訴求できるかについては、積極説と消極説とがあるようである。積極説によっても家庭裁判所の許可が必要である、との見解[7]がある。

上記以外の行為については、概ね以下のように考えられている[8]。

(1) 保存行為であって家庭裁判所の許可を要しない行為

不法占有者に対する妨害排除 (訴えの提起については争いがある[9])

消滅時効の完成猶予 (同上)

---

[4] 斎藤秀夫＝菊地信男編『注解家事審判規則〔改訂〕』(青林書院、1992 年) 352 頁 (野田愛子)。

[5] 斎藤他編・前掲注 4) 352 頁 (野田愛子)。

[6] 高橋・前掲注 2) 357 頁。

[7] 斎藤他編・前掲注 4) 352 頁 (野田愛子)。

[8] 高橋・前掲注 2)。

[9] 前掲注 5) 及び 6) についての本文参照。

期限の到来した債務の弁済

(2) 管理行為であって家庭裁判所の許可を要しない行為

遺産管理者が貸主として民 602 条の期間を超えず、かつ借地借家法の適用のない賃貸借を締結すること

遺産管理者が貸主として賃貸借や使用貸借を解除すること[10]

(3) 処分行為であって家庭裁判所の許可を要する行為

相続財産の売却、交換、担保権の設定

民 602 条の期間を超える賃貸借、借地借家法の適用のある賃貸借

訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解、調停

4.「財産の管理に関する事項を指示」（家事 200 条 1 項）について

家事 200 条 1 項は、「家庭裁判所は、（略）事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができる。」と規定する。家庭裁判所は、財産管理者や事件の関係人に対して、具体的な管理方法や財産管理者の管理方法への協力等、遺産の管理に関する事項、経過報告等を指示することができる[11]。

この「指示」について大島報告は以下のように述べる。

> ○ 事件の関係人に対し、財産管理に関する事項を「指示」するケースはさらに少ない。この数年では、上記③の事例（各相続人が勝手に預金を引き出して管理）で、各相続人に対し、自身が保管している預金を選任された財産管理者に引き渡すように指示したという事例がある程度。
>
> ○ 家事 200 条 1 項の「指示」は、勧告的効力を有するにとどまる処分であるに過ぎない。類似の「指示」は、例えば成年後見開始審判前の保全処分においても予定されている（家事 126 条。生活・療養看護・財産管理に関する事項の指示）が、経験上、この種の指示を強制力のあるものと意識することは全くない。一部の実務では、（金融実務の側では財産管理人の保存行為とは意識されていないかもしれないところの）貸金庫の開扉と内容物の取得について、「銀行は、貸金庫内容物を遺産管理者に引き渡せ」「遺産管理者は開扉した上で契約を解除し、内容物を受領し、管理せよ」のような「指示」を出すことがあるようにも聞いているが、それは、通常の感覚では、あくまでも任意の履行に期待している、というのにとどまるのではないか。

家事事件手続法の立案担当者も、この「指示」は、強制執行になじまない性質のもので、

---

[10] 共同相続人は財産の管理処分権を維持しているものの、遺産管理者の管理行為と抵触する限りではその権限は制約されるから、解除権の不可分性を定める民法 544 条 1 項は適用されず、遺産管理者は単独で解除することができる。

[11] 公刊された裁判例として、新潟家審昭和 42 年 9 月 11 日家月 20 巻 4 号 39 頁は、賃貸していない土地・建物の保管方法、賃貸中の土地・建物の賃料の徴収方法、徴収した賃料の使途、管理者の裁判所への定期報告等を指示している。他に公刊された裁判例として、新潟家審昭和 41 年 4 月 4 日家月 18 巻 11 号 87 頁がある。

勧告的効力を有するにとどまるものである、としている[12]。

以　　上

[12] 金子・前掲注 3）753 頁。同様に、家庭裁判所の成年後見人･成年後見監督人に対する「指示」を定める条文として家事規 81 条 1 項･2 項がある。